組付要領書及び部品表

Takakita

テールランプキット

SB-TLS2

適応機種

SB2590 (EU/U) SB2591 (EU/U)

SB2790U SB2791U

SB2990 (U/F) SB2991 (U/F)



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために 必ず本組付要領書をお読みください。 お読みになった後も大切に保管してください。 本組付要領書はお手持ちのスマートフォンや タブレットからアクセスすることができます。



株式会社四十二十四

はじめに

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、テールランプキットの組付要領について記載してあります。組付前には必ず、この組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

また、<u>ご使用前には作業機本体の取扱説明書を熟知するまで</u>お読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- ●お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- ●製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡しください。
- ●この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店 または当社にご注文ください。
- ●本書は、<u>注意</u>として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いてあります。
- ●なお、本製品については不断の研究成果を新しい技術として直ちに製品に取り入れておりますので、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ●ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談 ください。

- ▲ 警告サイン―

▲ 印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

▲ 危険 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになる ものを示します。

▲ 禁告 その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

▲ 注意 その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

<u>目 次</u>

★ 安全に作業するために・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
公道走行するときは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
1. 必要な運転免許証について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
2. 保安基準への適合性確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 1
3. 灯火器類・ステッカーの取付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 2
テールランプキットの組付け・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
配線図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10

公道走行するときは

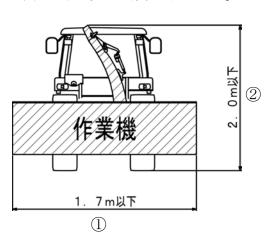
農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられま した。必要な対応をすることで、直装タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道走 行をする際は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

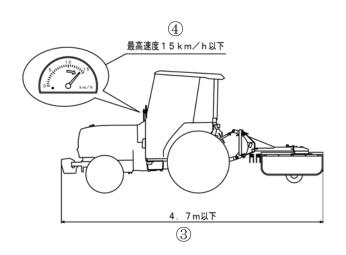
1. 必要な運転免許証について

トラクタ単体の場合、道路運送車両の技術基準(保安基準)の適合性を確保できる農耕 トラクタであれば小型特殊免許/普通免許及び大型特殊免許(農耕用に限るも、含む)で運 行可能ですが、トラクタに作業機を装着した場合の寸法が下表①~④の数値をひとつでも上 回る場合、大型特殊免許(農耕用に限る、も含む)が必要となります。

- 幅1.7m
 全高2.0m(安全キャブや安全フレーム2.8m以下)
- ③ 全長 4. 7m ④ 最高速度 1.5 km/h 以下

下図を参考にご確認ください。





2. 保安基準への適合性確認

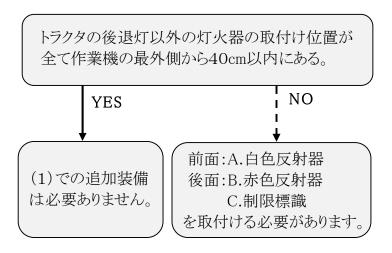
自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。本キットを取付ける作 業機では全幅が2.5mを超えているため、道路管理者への個別申請が必須となります。

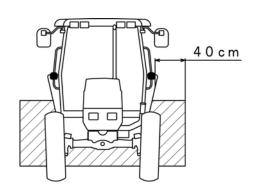
	農業用小型特殊自動車	農業用大型特殊自動車
トラクタに作業機を装 着した時の寸法が、 全幅2.5m、全長12m、 全高3.8mを <u>すべて超え</u> ない場合	公示一括緩和を適用した車両として申請や登録は必要ありません。	全国の運輸支局等で検査登録が必要 です。
トラクタに作業機を装 着した時の寸法が、 全幅2.5m、全長12m、 全高3.8mを <u>いずれかを</u> <u>超える</u> 場合	・全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります。 ・道路管理者から特殊車両通行許可を得る必要があります。	・検査登録が必要です。 ・全長12m、全高3.8mのいずれかを超 える場合は、地方運輸局長に個別緩 和を申請する必要があります。 ・道路管理者から特殊車両通行許可 を得る必要があります。

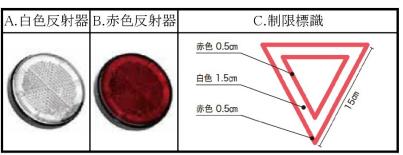
3. 灯火器類・ステッカーの取付け

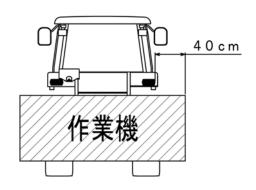
下記フローチャート(1)~(4)を全てそれぞれについてご確認いただき、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

(1) 作業機最外側からトラクタの灯火器類までの距離





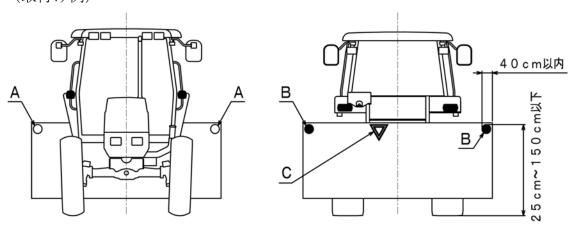




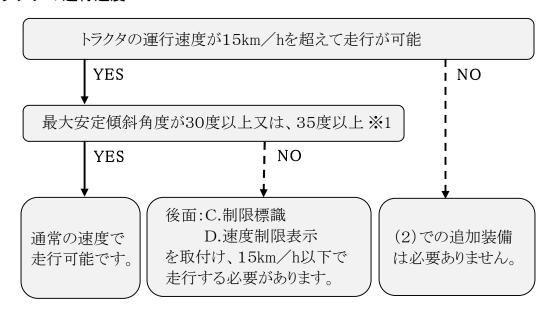
装備の取付け位置

道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類取付け位置が定められています。A・Bについては前方・後方から見て、作業機の最外側から40cm以内、高さが地上25cm以上150cm以下の場所に左右対称になるように取付けてください。Cは後方から確認できる位置に取付けてください。

(取付け例)



(2) トラクタの運行速度



※1 運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機との組合わせについては 日農工のホームページ(http://www.jfmma.or.jp)をご覧ください。 最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

<安定性に関して> **-**

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は、35度以上(車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの)であれば、通常の速度で道路走行できます。

上記条件を満たない場合は、

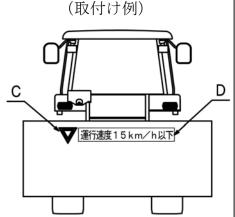
- ・運行速度15km/h以下での道路走行
- ・道路走行をする際に、Cを作業機に表示、 Dを作業機・運転席に表示

を行う必要があります。

装備の取付け位置

C・Dは後方から確認できる位置に取付けてください。 Dは運転席にも表示する必要があります。





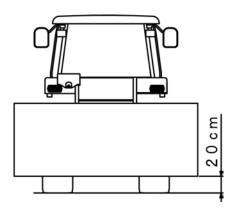
(3) トラクタのコンビネーションランプ (尾灯、制動灯、方向指示器)、後退灯の視認性

作業機の機体最下部を地面から約20cm上げた状態で後方から確認し、トラクタのコンビネーションランプと後退灯が視認できる。

YES

(3)での追加装備は必要ありません。

- ・後退灯のみ視認できない場合は 可能な限りトラクタ上で移設してください。
- ・コンビネーションランプ、後退灯が視認できない場合は作業機に取付ける必要があります。
- ※取付けは販売店に相談してください。



装備の取付け位置

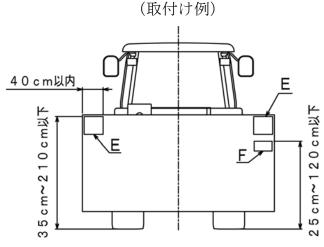
道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類の取付け位置は定められています。

- ・尾灯 (テールランプ) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
- ・制動灯(ブレーキランプ)最外側から40㎝以内、高さは地上35㎝以上210㎝以下
- ・方向指示器 (ウインカー) 最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
- ・後退灯(バックランプ)高さは可能な限り25cm以上120cm以下

コンビネーションランプは後方から確認(視認)できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。

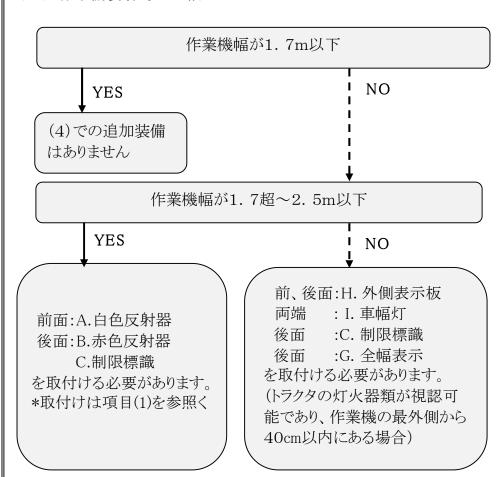
後退灯は後方から確認(視認)できる位置に上記条件を満たすように取付けてください。

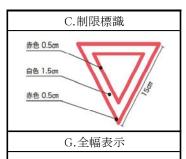


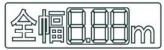


※ トラクタから灯火装置の信号が出ているか確認後に公道走行を行ってください。

(4) 作業機装着時の全幅







※運転席にも表示する必要 があります。

H.外側表示板



I.車幅灯



装備の取付け位置

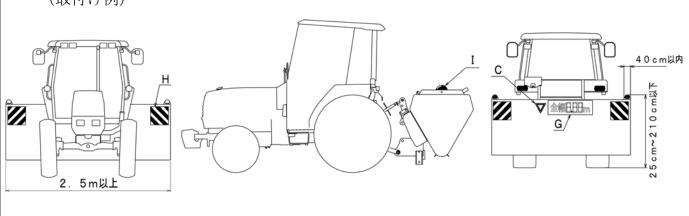
G・Cは後方から見やすい位置に取付けてください。

Hは前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。

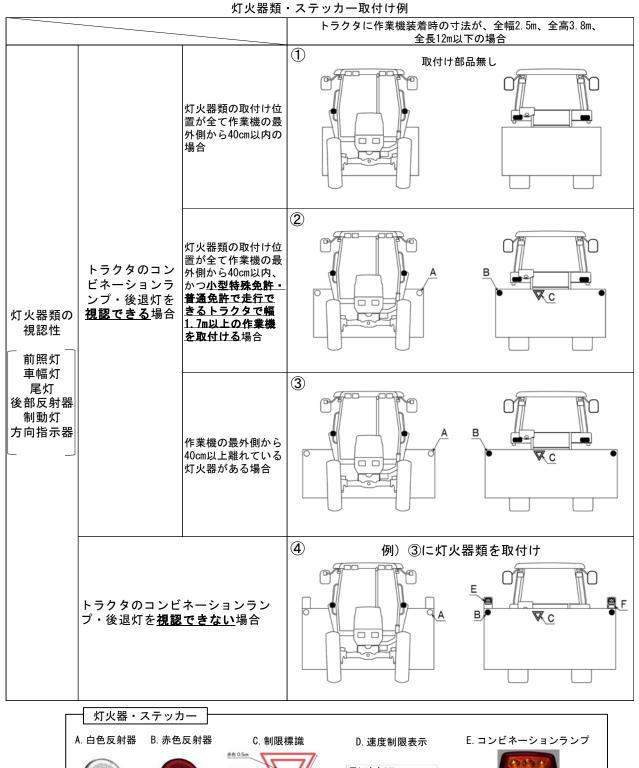
Iは後方から確認(視認)できる位置で、最外側から40cm以内、

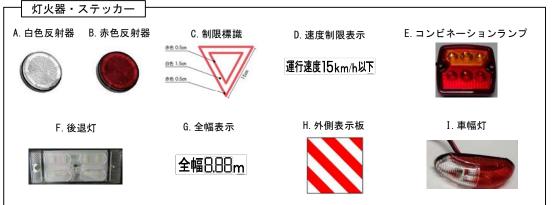
高さは地上25cm以上210cm以下に入るように取付けてください。また前方が白、後方が赤になるようにしてください。

(取付け例)

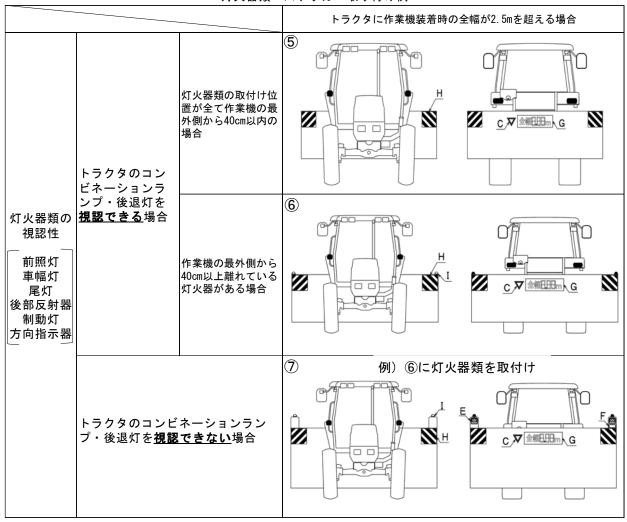


p.6~7の図は、保安基準による作業機への灯火器類・ステッカーの取付け例です。

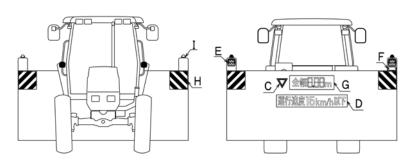




灯火器類・ステッカー取り付け例



- ※ 全幅2.5mを超過する場合は、道路管理者(国道:地方道路局、県道:各都道府県、 市道:各市町村)から特殊車両通行許可を得る必要があります。
- p. 3 「(2)トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。
 - 例) ⑦に速度制限表示を追加



詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(http://www.jfmma.or.jp/koudo.html)をご覧ください。その他不明な点は、お買い上げいただいた販売店にご相談ください。

テールランプキットの組付け

このたびはテールランプキットをお買い上げ頂き、ありがとうございます。

<u>組付け前には、必ずこの組付要領書をお読み</u> の上、正しく組付けてください。

●開梱されましたら、組付前に部品表の部品が 全て含まれているかご確認の上、組付けを行 ってください。

◆全幅ステッカの貼付け

取り付ける機種に応じて全幅ステッカを ステッカベースに張り付けてください。



SB2590 (EU/U) SB2591 (EU/U) 全幅 2.56m SB2790 (U) SB2791 (U) 全幅 2.76m SB2990 (U/F) SB2991 (U/F) 全幅 2.96m

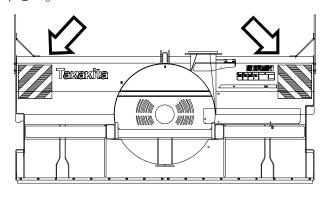
◆組付け手順

(SB2590U 等 90sr の除雪機に取り付ける場合)

①トップリンクステーとマストを固定しているボルトとカラーを取外し、カラーの代わりに下の写真のようにテールランプキットフレームを取付け、固定してください。

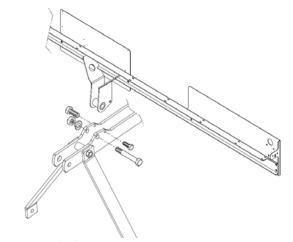


②下図を参考にゼブラシートステッカを貼り付けて下さい。



(SB2591U 等 91sr の除雪機に取り付ける場合)

③下図のようにトップリンクステーに付属のボルトナットで取り付けてください



(91sr はゼブラシートステッカを貼り付けてあります。)

④ハーネスの8Pコネクタをトラクタの灯火装置用コネクタに接続し、ランプが正常に 点灯することを確認してください。



テールランプキットの組付け

⑤トラクタの灯火装置用コネクタが DIN 規格の場合には、付属の簡易変換ハーネスを使用し、P. 10 配線図を参考に接続してください。



⑥速度制限表示を貼付ける場合は、速度制限表示(トラクタ用)をトラクタの運転席から良く見える場所に貼付けてください。

[運行速度]5km/h以下

速度制限表示(トラクタ用)

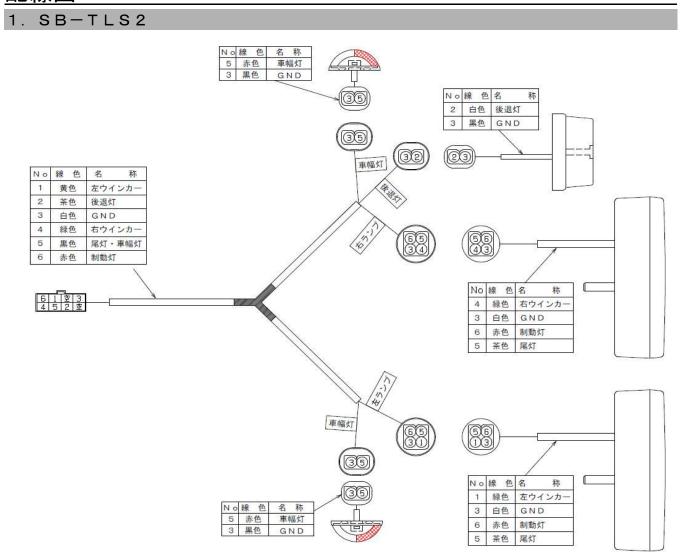
(SB2990F,SB2991F に取り付ける場合)

⑦ステッカベースをテールランプキットのフレームから取外し、トラクタの後方から見える位置 に取り付けてください。



左右の赤白 LED ランプの向きを組み変えてください。

(前方が白色、後方が赤色)



トラクタの灯火装置用ソケットが DIN 規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

